

# 電子申請利用マニュアル

健康保険・厚生年金保険被保険者  
報酬月額算定基礎届の電子申請

書類申請？

それとも

電子申請？



## 電子申請のメリット

行政機関へ出向くための、往復時間や待ち時間がいらなくなります。

24時間365日、いつでも手続申請が可能です。

申請・届出の書式（用紙）を入手する必要がなくなります。

自宅やオフィスにいながら、申請や届出ができます。

手続によって、同時期に行う複数の手続をまとめて申請できます。

手続によっては、社内で保有するデータを活用できます。

この電子申請利用マニュアル（以下、「当マニュアル」と言う。）は、磁気媒体届書作成プログラムを利用した電子申請用データの作成から、e-Gov電子申請システムを利用した電子申請手続の流れと、重要ポイントについて解説しています。各手続や作業等の詳細については最終ページにお問い合わせ先を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

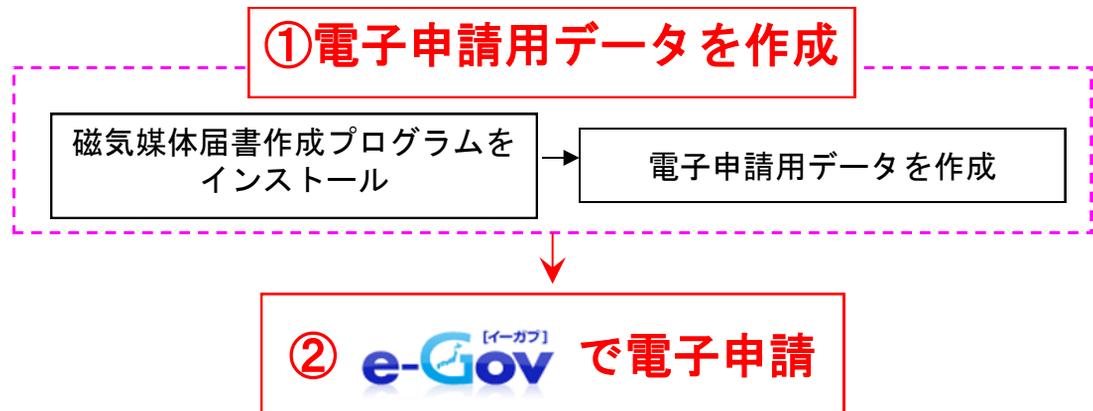
# はじめに

## ～当マニュアルの構成～

当マニュアルでは、初めて電子申請を行う事業主の皆様向けに、電子申請手続の基本的な流れを説明しています。年間申請件数が多く、繰り返し行う主な手続として、「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下、「賞与支払届」という）」を例に挙げて解説していますが、他の手続を電子申請される場合にも当てはまる部分が多くありますので、是非参考にしてください。

- ① **電子証明書を取得**します。電子証明書は、電子申請の申請書等に電子署名を行うために必要となるものです。取得には通常1週間～2週間程度の期間が必要です。
- ② **パソコンの環境設定**を行います。総務省が運営する、“e-Gov”という情報ポータルサイトを利用するための必要な環境を整えます。最終的に、e-Govのホームページから申請書を送信（提出）することになります。
- ③ **電子申請用データを作成**します。賞与支払届の場合は、「磁気媒体届書作成プログラム」というソフトウェアを利用して、電子申請用データを作成できますので、その使用方法について説明します。年金事務所が管理している被保険者の情報を、そのまま利用する方法等も紹介しています。
- ④ **e-Govのホームページから電子申請**を行います。作成した申請書や添付書類に電子署名を付けて、インターネットでまとめて提出します。

## ～当マニュアルの構成イメージ～



※e-Govで電子申請を行うためには、電子証明書の取得やソフトウェアのインストール等の事前準備が必要です。まだお済みでない方は「事前準備マニュアル」をご参照ください。

## ～利用マニュアル変更履歴～

版数	変更年月	分類	ページ	変更内容
1.00	2008年11月	新規掲載	—	—
2.00	2009年3月	修正	8	◆社会保険関係手続について WindowsVistaからの電子申請に対応
			15	◆磁気媒体届書作成プログラムについて WindowsVistaに対応
3.00	2010年3月	削除、修正	1～14,37	◆「事前準備」部分の削除 ◆日本年金機構の設立に伴う記載修正
4.00	2010年7月	修正	16～34	◆e-Govのリニューアルに伴う画面の変更
5.00	2014年5月	修正	37	◆磁気媒体届書作成プログラムについて、 お問い合わせ先の修正
6.00	2015年3月	修正	1～33	◆e-Govリニューアルに伴う画面の変更

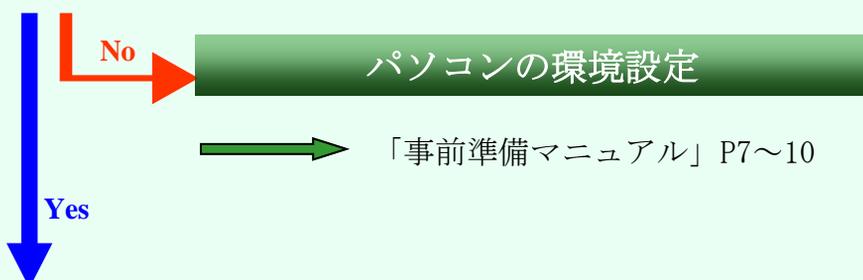
# ～目次～

準備段階

## 電子証明書はお持ちですか？

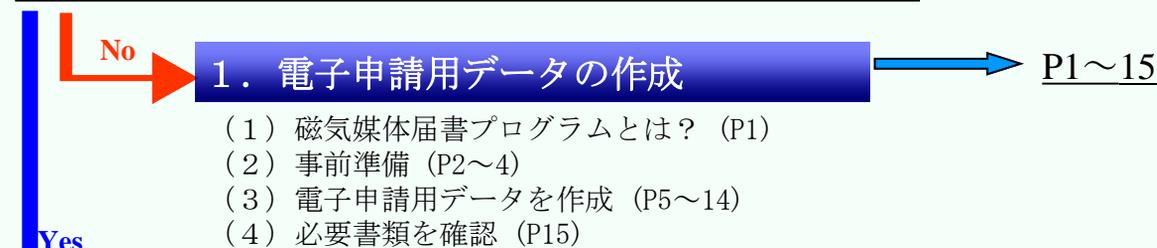


## パソコンの環境設定はお済みですか？

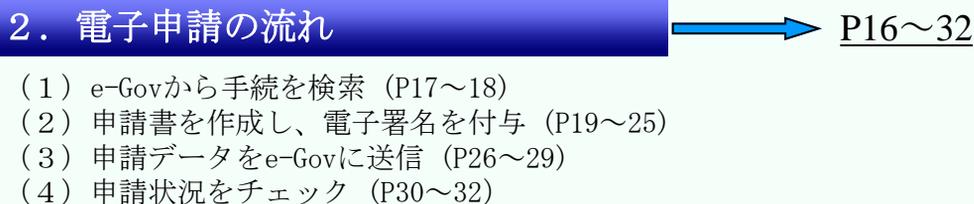


書類の作成・申請

## 電子申請用の書類は作成済みですか？

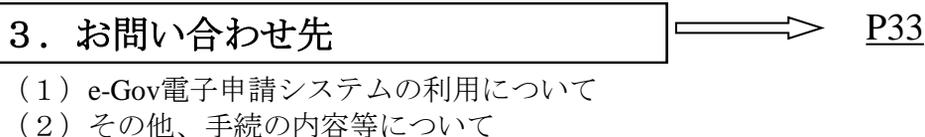


## 電子申請のご案内



その他

## お問い合わせ先



# 1. 電子申請用データの作成

## (1) 磁気媒体届書作成プログラムとは？

申請件数の多い社会保険・雇用保険の手続は、「磁気媒体届書作成プログラム（以下「当プログラム」と言う）」というソフトウェアを利用して、電子申請用データを作成することができます。

当プログラムでは、**提出先の年金事務所が保有する被保険者のデータや、企業が保有する被保険者のデータを、そのまま利用することが出来ます。**作成したデータは、次の2とおりの方法で申請に利用できます。

- ①磁気媒体（CDやDVD）に保存し、年金事務所等へ郵送または窓口へ持参
- ②申請書に添付し、電子申請

当マニュアルでは、電子申請用データを作成する方法を紹介します。

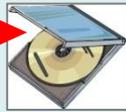
注）当プログラムは、「MAC OS」に対応していませんのでご注意ください。（平成26年12月現在）

## ～「磁気媒体届書作成プログラム」を用いた申請のイメージ～

1

申請者側

受理側



郵送または窓口へ持参

- (1)プログラムで書類を作成
- (2)CD等の磁気媒体へ保存
- (3)添付書類と共に提出

年金事務所等

より簡易に

2



電子申請



- (1)プログラムで書類を作成
- (2)申請書に添付して電子申請

e-Gov

## (2) 事前準備

### ① 被保険者データの入手 (ターンアラウンドCDを利用する場合)

当プログラムでは、提出先の年金事務所が保有している被保険者のデータを利用して、電子申請用データを作成することができます(これを「ターンアラウンドCD」と呼びます)。入手した被保険者のデータは6ページの「(3) 電子申請用データを作成—②被保険者のデータを登録」の作業で用います。

#### 【入手方法】

電話にて提出先の年金事務所に請求すれば、CDに被保険者のデータを保存したものを、郵送でお届けします。(※)

また、被保険者データを利用可能な手続毎に請求するのであれば、所定の様式に記入して申込み  
ことで、年金事務所から定期的にCDが郵送されるようになります。なお、郵送時期や所定の様式等の詳細は、提出先の年金事務所にお問い合わせください。

※ お届け期間は、年金事務所にもよりますが、おむね1週間程度かかります。

### ②プログラムのダウンロードとインストール

日本年金機構のホームページへアクセスし、プログラムをダウンロードしてインストールを行います。当プログラムは無料でダウンロードできます。

ここから、ダウンロード、インストールの手順を紹介します。



日本年金機構のホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

#### (a) 日本年金機構のホームページを表示し、「電子申請・電子媒体申請」をクリック

※画面は平成26年12月時点のものです。

(b) 「電子媒体申請」をクリック後、「届書作成プログラムのダウンロード」をクリックしてください。

電子媒体申請・電子申請

「電子媒体申請・電子申請」とは、従来のように紙を用いた書類の届け出ではなく、CD・DVDやインターネット経由により年金関係の各種申請を行うことができるサービスのことで、

「電子媒体申請」は、健康保険・厚生年金保険の手続きをCD・DVDなどで行うことができる事業主・社会保険労務士向けのサービスです。

「電子申請」は、健康保険・厚生年金保険の手続きのみならず、個人のお客様の年金の手続きなども行うことができるサービスです。

いずれの場合も、利用にあたっては、事前に手続き等が必要です。

→ 電子申請の窓口  
(個人のお客様・事業主・社会保険労務士向けサービス)

→ 電子媒体申請  
(事業主・社会保険労務士向けサービス)

2.届出を行うための手続き

- ▶ [届出を行うための手続（概要）](#)
- ▶ [電子媒体による届出の流れ](#)
- ▶ [電子媒体による届出をはじめるには](#)
- ▶ [対象届書の追加](#)

3.届書作成プログラム・仕様書等のダウンロード

[届書作成プログラム・仕様書・仕様チェックプログラム等のダウンロード](#)

3.届書作成プログラム・仕様書のダウンロード

4-5-17-3597 更新日：2015年1月5日 [印刷用ページ](#)

日本年金機構が提供する届書作成プログラムを使用する場合

事業主の皆様が電子媒体による届出をされる場合に、その届書を簡易に作成することができるプログラムです。

[届書作成プログラムのダウンロード](#)

(c) 「ダウンロード」をクリックしてください。

日本年金機構が提供する届書作成プログラムを利用する場合

4-5-17-3598 更新日：2015年1月5日 [印刷用ページ](#)

事業主の皆様が電子媒体による届出をされる場合に、その届書を簡易に作成することができるプログラムです。手順に従って届出の内容を入力して頂ければ、電子媒体による届書を簡単に作成することができます。また、電子媒体と一緒に提出する磁気媒体届書総括票の作成機能もあります。

更に、健康保険組合または厚生年金基金に加入されている事業所の場合に、健康保険組合や厚生年金基金への届出用電子媒体の作成も可能です。

届書作成プログラム

[ダウンロード \(EXE 6.11MB\)](#)

- [ご利用開始までのながれ](#)
- [操作説明書（簡易版）](#) (13.00版)
- [操作説明書（詳細版）](#) (13.00版)

(d) メッセージボックスが表示されますので、「実行」をクリックしてインストールを行ってください。実行後は、プログラムの保存先指定、使用許諾契約等が表示されますので、画面表示に従って操作してください。

(Windows7の画面例)

年金記録の再確認をお願いします

申請・手続きを調べる

- 20歳になった方
- 年金に加入している(する)方
- 事業主の方
- 年金を請求する方
- 年金受給者の方
- 海外に居住する方
- 年金相談をする方

年金のことを調べる

- 年金制度全般
- 加入と保険料納付
- 国民年金
- 厚生年金保険
- <健康保険(協会けんぽ)>
- 年金の受給
- 老齢年金
- 障害年金
- 遺族年金

日本年金機構が提供する届書作成プログラムを利用する場合

4-5-17-3598 更新日: 2015年1月5日 [印刷用ページ](#)

事業主の皆様が電子媒体による届出をされる場合に、その届書を簡易に作成することができるプログラムです。手順に従って届出の内容を入力して頂ければ、電子媒体による届書を簡単に作成することができます。また、電子媒体と一緒に提出する磁気媒体届書総括票の作成機能もあります。

更に、健康保険組合または厚生年金基金に加入されている事業所の場合に、健康保険組合や厚生年金基金への届出用電子媒体の作成も可能です。

届書作成プログラム

[ダウンロード \(EXE 6.11MB\)](#)

- ご利用開始までのながれ
- 操作説明書(簡易版) (13.00版)

www.nenkin.go.jp から KFdtdk1300.exe (6.11 MB) を実行または保存しますか?

この種類のファイルはコンピューターに問題を起こす可能性があります。

**実行(R)** 保存(S) キャンセル(C)

※以下の画面が表示された場合は、「実行」をクリックしてください。

KFdtdk1300.exe の発行元を検証できませんでした。このプログラムを実行しますか? [詳細情報\(L\)](#)

**実行(R)** ダウンロードの表示(V) ×

(e) パソコンのデスクトップ上に、以下のショートカットが作成されれば、インストール完了です。

